

保育における産休・育休の取扱いについて

1 上のお子さまの在園中に妊娠・出産された場合

労働要件の標準時間で利用している方は、「母子手帳の写し」の提出は不要です。出産後3か月目から育児要件の短時間に変更するため、「**育児休業の期間が記入された就労証明書**」と「**教育・保育給付認定申請事項変更届**」をご提出ください。

短時間で利用している方でも、妊娠・出産期間（出産予定月の前後2か月を含む合計5か月間）は、標準時間への変更が可能です。ご希望の方は、前月20日までに「**母子手帳の写し**」（表紙と分娩予定日がわかるページ）と「**教育・保育給付認定申請事項変更届**」をご提出ください。

2 育児休業中に入所申請をした場合

育児休業中に保育園等の申し込みをし、入所が決まった場合は、必ず仕事に復帰していただきます。ただし、入所月の翌月13日までは育児休業を取得していても問題ありません。仕事へ復帰することが前提となるため、育児休業中でも労働の要件での受付となります。また、保育時間については復帰する仕事の業務時間に基づき、標準時間・短時間の選択が可能です。

復帰する際には、「**育児休業終了（予定）証明書**」をご提出ください。

（例）4月1日入所の場合、5月13日までは育児休業を取得できます。

※育児休業終了（予定）証明書に記入いただく終了日については、5月13日までの日付となります。

3 在園中のお子さまを引き続き保育園等に預ける場合

下のお子さまの出産に伴い育児休業を取得した場合、既に在園しているお子さまもご家庭で保育することが可能となり、保育園等の利用が必ず必要な状況ではなくなりますが、生まれたお子さまが1歳になる年度末までは、短時間（8:30～16:30）で引き続き保育園等を利用することが可能です。**また、父母が同時に育児休業を取得する場合も、保育園を継続することができます。**

ただし、それ以降仕事に復帰できなければ、上のお子さまは退所となります。育児休業を取得する際は「**育児休業の期間が記入された就労証明書**」と「**教育・保育給付認定申請事項変更届**」を、仕事に復帰される際は「**育児休業終了（予定）証明書**」と「**教育・保育給付認定申請事項変更届**」をご提出ください。

（例）令和4年10月に下のお子さまを出産し、育児休業を取得した場合

- ・令和5年10月に下のお子さまが1歳になるので、上のお子さまは令和6年3月まで育児休業の要件で在園可能です。
- ・令和6年3月31日までに、育児休業の要件を終了し、その後令和6年5月14日までに仕事に復帰できなければ、きょうだいにとも退所となります。**父母が同時に育児休業を取得した場合も同様です。**